

第26号議案 長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例

目次

	ページ
長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例の概要	P 1 ～ 2
【参考1】 動物愛護管理法（抜粋）	P 3
【参考2】 動物愛護管理法改正の主な内容	P 4



長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例の概要

1 動物愛護管理法の改正

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）について、今回、動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応の強化等を目的として、令和元年6月に一部改正された。

(1) 動物愛護管理法改正の主な内容

- ア 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
- イ 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進
- ウ 動物の適正飼養のための規制の強化
- エ 都道府県等の措置等の拡充
 - (ア) 動物愛護管理センターの業務を規定
 - (イ) 動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化
 - (ウ) 動物愛護推進員の委嘱の努力義務化
- オ マイクロチップの装着等
- カ その他

2 条例制定の理由及び概要

動物愛護管理法第37条の3第1項の規定により、都道府県等は、条例の定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（動物愛護管理担当職員）を置くことが義務付けられた（令和2年6月1日施行）ことから、条例を制定し、動物愛護管理担当職員を置こうとするもの。

3 動物愛護管理担当職員の概要

(1) 動物愛護管理担当職員の要件

動物愛護管理法第37条の3第3項の規定により、その地方公共団体の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものとされている。

(2) 動物愛護管理担当職員の業務

動物愛護管理法第37条の2第2項及び第37条の3第1項の規定により、以下の業務を行う。

- ア 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること
- イ 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動
- ウ その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

(3) 条例の施行期日

令和2年6月1日

【参考1】 動物愛護管理法（抜粋）

（動物愛護管理センター）

第37条の2 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第35条第1項の政令で定める市にあつては、第4号から第6号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

1 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

2 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

3 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

4 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

5 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

6 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

（動物愛護管理担当職員）

第37条の3 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第3項並びに第41条の4において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 指定都市、中核市及び第35条第1項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

【参考2】 動物愛護管理法改正の主な内容

- 1 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
国が定める動物の飼養及び保管に関する基準を遵守する責務があることを明確化
- 2 第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - (1) 登録拒否事由の追加
 - (2) 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
 - (3) 犬・猫の販売場所を事業所に限定
 - (4) 出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- 3 動物の適正飼養のための規制の強化
 - (1) 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - (2) 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
 - (3) 特定動物（危険動物）に関する規制の強化
愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
 - (4) 動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役2年又は罰金200万円 ⇒ 懲役5年又は罰金500万円
虐待・遺棄：罰金100万円 ⇒ 懲役1年又は罰金100万円
- 4 都道府県等の措置等の拡充
 - (1) 動物愛護管理センターの業務を規定
 - (2) 動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化
 - (3) 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
- 5 マイクロチップ（以下「MC」という。）の装着等
 - (1) 犬猫の繁殖業者等にMCの装着・情報登録の義務化
（犬猫販売業者以外は努力義務）
 - (2) MCを装着した犬猫を譲り受けた者については変更登録の義務化
- 6 その他
 - (1) 獣医師による虐待の通報の義務化
 - (2) 施行後5年をめどに必要な措置を講ずる検討条項